

<分配金に関するよくある質問 Q&A>

●個人別のご案内は、**基金解散日（平成 28 年 7 月 20 日）**時点で、**加入員、受給者、待期者の方が対象**です。

Q1.分配金額の計算方法は？

確定した残余財産を「基金全体の最低積立基準額」と加入員等の「個別の最低積立基準額」を按分計算して分配額を計算します。

$$\text{個人別分配金額} = \text{残余財産の額} \times \frac{\text{個別の最低積立基準額}}{\text{基金全体の最低積立基準額}}$$

※最低積立基準額とは、制度終了時の受給権を数理的に評価した（計算（解散）時点の最低保全給付を確保するために、最低限積み立てておかなければならない）額のこと、公益社団法人日本年金数理人会の定める実務基準※に基づいて算定します。

※厚生年金基金実務基準第 4 号「基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準」

http://www.jscpa.or.jp/database/pdf/fund/J04_2611.pdf

Q2.基金の残余財産はいくらですか？

当基金の残余財産はまだ確定しておりません。今回ご案内の個人別の分配金額（概算額）を計算するにあたっては、残余財産見込額 60 億円で計算しています。

Q3.分配金額の大きさの違いは何ですか？

加入員期間の長さ・給与の高さ、年金受給者の方は受給期間の長さ・一時金受給の有無によって分配金額に差が生じます。ただし、加入員期間や給与がほぼ同じでも年金受給権があるか否か、さらに年齢や性別によっても差が生じます。

また、平成 14 年に支給停止拡大、平成 16 年に加算型移行の制度変更を実施しておりますが、制度変更前の適用者と後の適用者により金額の相違が発生する場合があります。

Q4.分配金が支払われる時期はいつですか？

平成 30 年 11 月下旬にお支払い予定です。お支払いの際にはご本人宛に確定額による「一時金支払いのお知らせ」をお送りいたします。

Q5.「受取方法申出書」を提出しなかったらどうなりますか？

金額の大小に関わらず、全員、必ず期限までに申出書を返送してください。提出期限は平成 30 年 7 月 6 日必着です。

督促をしてもご提出がない場合、最終的には法務局へ供託いたします。受取の際は供

託所を通じてご本人がお手続することになりますが、法務局で指定された書類を別途用意する必要があります。

Q6.OB（年金受給者）の方の案内はどうなりますか？

年金受給者と待期者（解散前に資格喪失した人）は、ご自宅あてに送付いたします。

Q7.退職したときに一時金をすでに受け取っているが、受取方法申出書が届いたのはなぜですか？

基金独自の上乗せ部分が残っているため、それに対する分配金です。

Q8.年金や一時金に税金はかかりますか？

分配金は、「一時所得」扱いになるので、額面によります。なお、年金は「雑所得」扱いとなります。一時金は税控除は行いません。確定申告時に他の所得と合算して税額を確定します。（参考：一時金の特別控除額（最高 50 万円）50 万円未満は課税されません。）

詳細については、国税庁のホームページ※または最寄りの税務署にてご確認ください。

※<http://www.nta.go.jp/index.htm>